

# 令和6年度九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間埼玉県実施要綱

## 1 運動の目的

自転車の交通事故を防止する運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことにより交通事故の防止を図り、歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

## 2 運動の進め方

県、市町村、県民、事業者及び関係団体は、この要綱に基づき、相互に連携・協力し合って、それぞれの実情に即した効果的な活動を行い、全ての県民の自主的な参加が得られるような県民運動として展開します。

## 3 スローガン

自転車も のれば車の なかまいいり

## 4 運動の重点

- (1) 九都県市共通重点
  - 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
  - 自転車点検整備の促進
- (2) 県重点
  - 自転車乗用時のヘルメットの着用促進
  - 自転車損害賠償保険等への加入促進

## 5 運動期間

令和6年5月1日(水)から令和6年5月31日(金)までの1か月間

## 6 統一行動日

5月10日(金) 自転車安全利用の日

## 7 主な推進事項

### ●自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上

自転車利用者の交通安全意識を高揚し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進することにより、自転車乗用中の交通事故防止と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止します。

#### ■自転車利用者は・・・

- 自転車に乗る時は、ヘルメットを着用しましょう。
- 車道が原則、歩道は例外です。車道では、左側端に寄って通行しましょう。
- 自転車専用通行帯や自転車道があるときは、そこを通行しましょう。
- 道路の左側部分に設けられた路側帯を通行するときは、歩行者優先を遵守しましょう。
- やむを得ず歩道を通行する場合は、歩行者優先を遵守し車道寄りを徐行しましょう。
- 交差点では信号を守り、一時停止・安全確認を必ず行いましょう。
- 飲酒運転・二人乗り・傘差し・スマートフォンやイヤホンの使用などの危険な運転は絶対にやめましょう。また、対向車線からの接近や不必要な急ブレーキなどで他の車両を妨害する「あおり運転」は自転車も処罰の対象です。絶対にやめましょう。
- 夕暮れ時や夜間に自転車を利用するときは、明るい色の衣服や反射材を身に着け、必ずライトを点灯しましょう。
- 幼児用座席に幼児等を乗せるときは、人数や方法を正しく守り、必ずヘルメットとあわせてシートベルトを着用させましょう。

#### ■自動車の運転者は・・・

- 自転車の急な車道への飛び出しなどの危険を予測して運転し、自転車を追い抜くときは、安全な間隔を空けるか、徐行しましょう。
- 交差点では、左折時の巻き込み事故や、右折時の衝突事故を防ぐため、死角に自転車がいるかもしれないと常に意識しましょう。
- こどもや高齢者の行動の特徴を理解し、一時停止や徐行をするなど、思いやりのある運転を心掛けましょう。
- 自転車専用通行帯などを通行する自転車の進行を妨げないようにしましょう。
- 路上駐車はやめましょう。

#### ■家庭では・・・

- 自転車も車両であることを認識し、交通ルールを守らない場合の危険性や事故を起こした時の責任の重さなどについて話し合ひましょう。

○自転車を利用する高齢者がいる場合は、家族から(高齢者の自転車事故が多いことを)注意喚起しましょう。

○体調不良時や悪天候のときなどはなるべく利用を控えるよう、声を掛け合いましょう。

### **■地域では・・・**

○会合や行事の機会を活用し、自転車交通安全講習を行うなど、地域の自転車マナーアップを図りましょう。

○高齢者に交通安全教室への参加を勧めましょう。

### **■学校では・・・**

○自転車も車両であることや、交通ルールを守らない場合の危険性などについて指導しましょう。

○自転車で歩道を通行する場合は、歩行者を優先して車道寄りを徐行するよう指導しましょう。

○通学路の交通上危険な場所について、安全な通行方法等を指導しましょう。

### **■職場では・・・**

○自転車利用者に対して、自転車の安全な利用について指導しましょう。

○業務上自転車を利用する時は、交通安全に関する知識を利用者に身に付けさせ、自転車の安全な利用について指導しましょう。

○朝礼や会議、社内報などを活用して、交通安全意識の向上に努めましょう。

## **●自転車の点検整備の促進**

自転車の定期的な点検整備を促進することにより、自転車の安全性を確保し、交通事故を防止します。

### **■自転車利用者は・・・**

○「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者はその利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めることとされています。定期的に自転車の点検整備を行いましょう。

### **■家庭では・・・**

○自転車を利用する前に、自己点検を行うように努めましょう。

○自転車販売店で年に1度は点検整備を受けるようにしましょう。

### **■地域では・・・**

○会合や行事の機会を活用し、自転車の点検整備を呼び掛けましょう。

### **■学校では・・・**

○児童・生徒に対し、自転車の点検方法を教え、定期的な点検整備、自転車を利用する前の自己点検を行うように指導しましょう。

### **■職場では・・・**

○自転車利用者に対して、自転車の点検整備を勧めましょう。

## **●自転車乗用時のヘルメットの着用促進**

自転車乗用中の交通事故による被害を軽減するため、自転車に乗るときのヘルメットの着用促進を図ります。

### **■自転車利用者は・・・**

○自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。

また、ヘルメットは正しく着用しましょう。

### **■家庭では・・・**

○自転車利用者がある家庭では、全ての利用者にヘルメットの着用を勧めましょう。

○未就学児や児童が自転車を運転するときや、未就学児を自転車に乗せるときは、ヘルメットを必ず着用させましょう。

○高齢者が自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を勧めましょう。

### **■地域では・・・**

○会合や行事の機会を活用し、ヘルメットの着用を促進しましょう。

### **■学校では・・・**

○児童や生徒に対し、自転車に乗る場合はヘルメットを必ず着用するよう指導しましょう。

○保護者に対し、児童や生徒が自転車を運転するときのヘルメット着用を徹底するよう伝えましょう。

### **■職場では・・・**

○自転車利用者に対して、ヘルメットの着用を勧めましょう。

○自転車通勤者に対するヘルメットの着用を確認しましょう。

### **■自転車販売店では・・・**

- 自転車の購入者等に対し、ヘルメットの着用を勧めましょう。

### **●自転車損害賠償保険等への加入促進**

自転車事故を起こした際の被害者救済や、加害者の経済的負担の軽減を図るため、条例により自転車事故による損害賠償に備えた保険への加入が義務化されたことを周知して、自転車損害賠償保険等への加入促進を図ります。

### **■自転車利用者は・・・**

- 「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」により、自転車利用者は自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられています。自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。
- 個人賠償責任保険は、傷害保険、火災保険、自動車保険などの特約として契約することができる場合があります。各種保険の補償内容を確認しましょう。

### **■家庭では・・・**

- 自転車も事故を起こせば民事上・刑事上・行政上の責任を問われることを認識し、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認し、未加入の場合は加入しましょう。
- 保護者は監護する未成年者が自転車を利用する場合、条例により自転車損害賠償保険等への加入が義務付けられていますので、自転車損害賠償保険等の加入について確認をしましょう。

### **■地域では・・・**

- 会合や行事の機会を活用し、自転車損害賠償保険等について情報交換をして加入について確認をしましょう。

### **■学校では・・・**

- 児童・生徒及び保護者に対し、自転車も事故を起こせば民事上・刑事上・行政上の責任を問われることを示して、自転車損害賠償保険等の加入を勧めましょう。
- 自転車通学する児童・生徒に対して、自転車損害賠償保険等への加入の有無について確認しましょう。
- 民事上の損害賠償に備えて、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供しましょう。

### **■職場では・・・**

- 自転車も事故を起こせば民事上・刑事上・行政上の責任を問われることを示し

て、自転車損害賠償保険等の重要性について周知しましょう。

○業務上自転車を使用させる場合は、自転車損害賠償保険等に必ず加入しましょう。

#### **■自転車販売店では・・・**

○自転車の購入者等に対し、自転車損害賠償保険等への加入の有無を確認しましょう。

○自転車損害賠償保険等の加入が確認できない時は、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供しましょう。